

**上場制度整備懇談会**  
**第8回 議事要旨**

1. 日時：平成19年3月7日（水）午後1時から午後3時まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

（1）適時開示全般のあり方について

（2）中間報告のとりまとめについて

4. 議事要旨：

**（1）適時開示全般のあり方についての意見**

- ・ 形式的な基準のみではなく、実質的に重要かどうかという観点から開示要否を判断するという考え方については、賛成である。
- ・ 上場会社が開示要否を判断する実務に支障が生じることが懸念されるため、実務において支障が生じないよう配慮が必要である。
- ・ 形式的な基準だけではカバーできない重要な情報があるため、形式的な基準のみではなく、実質的に重要かどうかという観点が重要であるという趣旨を周知することが望ましい。
- ・ 実質的に重要かどうかという判断基準が定着するまでの間は、過渡期ということもあり、すべて厳格に運用するという性質のものではなく、時間をかけて定着させていく性質のものではないか。
- ・ 適時開示とは直接の関係はないが、海外の投資家からは、株主総会の招集通知などのホームページ掲載がされていない会社が多いことや、株主総会招集通知の発送時期についても不満が多い。また、英文の開示情報が極めて少ないという不満が多い。こうした点の解消を努力目標、あるいは課題として、掲げてはどうか。
- ・ 真夜中に適時開示が行われる事例があるが、何らかの対応が必要ではないか。

**（2）中間報告のとりまとめについての意見**

- ・ テーマごとの重要度の違いが伝わるような構成にする方がよい。また、ポイントがわかるような概要をまとめることも必要ではないか。
- ・ 中間報告においては、提言の部分は本文にしっかり書いて、参考の部分は脚注に書くというようにまとめていく方がよい。
- ・ 中間報告においては、誤解のないように、表現に気をつけたり、脚注で情報を補ったりしていく必要がある。
- ・ 取引所同士は、競合関係もある一方で、基礎のインフラとして横断的な事項もあると思うので、どの項目に連携が必要なのかわかるようにした方がよい。

- 売買単位の集約についてのみ、他の取引所との連携をはかるべきである。親子上場や種類株式の上場のような問題については様々な考え方があるので、各取引所で独自色を出していくことで問題ないが、売買単位については、投資家の利便性の低下やシステムの複雑化などの問題があり、統一されていないことについて積極的な意味が見出せない。
- 中間報告では、MBOと親会社・支配株主による買収を別々に記載する方がよいのではないか。親会社・支配株主による買収においては、子会社の取締役は子会社の少数株主に対して善管注意義務を負い、訴訟リスクも負いながら親会社と折衝するが、MBOではそこまでの利益相反を担保するものがない上に、再上場して不当に利益を上げようとする懸念もあるため、より深刻な問題がある。
- 種類株式の上場については、詳細な取扱いについて問い合わせも多いと予想されるので、今後の課題として十分認識しておく必要がある。
- 種類株式の上場については、限定的なものから徐々に広げていくことでよいと思うが、どの程度まで許容していくかがわかるようにすることが望ましい。
- 種類株式についてのガイドライン的なものを今の段階で中間報告に盛り込むのは難しいのではないか。徐々に事例を積み上げた上でガイドラインを示していくという方向性でよいのではないか。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

－問合せ先－

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当  
TEL：03-3666-0141（大代表）